

○寒川町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

昭和58年4月1日

改正 平成5年1月1日

平成5年10月1日

平成9年1月1日

平成28年1月19日

注 平成28年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する中小企業の振興並びに従業員の福祉の向上及び雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済掛金制度を奨励し、中小企業者が負担する中小企業退職金共済掛金の一部を補助することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。
- (2) 退職金共済契約 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第3項に規定する退職金共済契約(以下「共済契約」という。)及び所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済契約(以下「特定共済契約」という。)をいう。
- (3) 共済契約者 共済契約又は特定共済契約を締結している中小企業者をいう。
- (4) 被共済者 退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けるべき者をいう。

(平28年1月19日・一部改正)

(補助対象)

第3条 町長は、町内に事業所を有する共済契約者に対して、その共済契約者が前年中におい

て納付した掛金(以下「共済掛金」という。)について補助を行う。ただし、共済契約及び特定共済契約の双方に加入している場合は、合算の共済掛金を対象とする。

- 2 補助対象となる掛金は、中小企業者が退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して3年間に支払う共済掛金とする。ただし、中小企業の合併、承継等により退職金共済契約の更改があっても当該契約は継続しているものとみなす。

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる共済契約者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内において事業を営んでいること
- (2) 町税を完納していること

(補助金額)

第5条 補助金の額は、共済契約者が雇用する従業員のうち退職金共済契約団体から退職金を受けるべき被共済者のために支払った退職金共済掛金の10パーセント以内とする。ただし、被共済者1人当り月額共済掛金が5,000円を超えるものにあつては、これを月額5,000円として算定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする共済契約者は、規則第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 寒川町中小企業退職金共済掛金補助金月別、個人別内訳書(第1号様式)
- (2) 納付した掛金の証明書

(交付決定通知)

第7条 町長は、規則第6条の規定により補助金の決定の通知をするものとする。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付を受けた共済契約者は、規則第8条第2項の規定に基づき、実績報告書は提出することを要しない。

(変更の届出)

第9条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに寒川町中小企業退職金共済契約変更届出書(第2号様式)により町長に届け出なければならない。

- (1) 名称及び所在地に変更があったとき
- (2) 事業主に承継があったとき
- (3) 合併、承継等により退職金共済契約に更改があったとき
- (4) 事業の休業、廃業があったとき

(補助金の返還等)

第10条 町長は、規則第10条に規定するもののほか、中小企業でなくなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年1月1日(以下「適用日」という。)以後に退職金共済契約(以下「当該契約」という。)を締結した共済契約者(施行の日前に当該契約を解除した者を除く。)から適用する。正、適用日前に当該契約を締結した共済契約者が適用日以後も引き続き当該契約をしている場合にあつては、適用日に当該契約を締結した者とみなす。

附 則(平成5年1月1日)

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年10月1日)

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成9年1月1日)

- 1 この要綱は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 平成9年1月1日(以下「適用日」という。)以後に退職金共済契約(以下「当該契約」という。)

を締結した共済契約者(施行の日前に当該契約を解除した者を除く。)から適用する。ただし、適用日前に当該契約を締結した共済契約者が適用日以後も引き続き当該契約をしている場合にあっては、適用日に当該契約を締結した者とみなす。

附 則(平成28年1月19日)

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。